

東弁2020人権第177号
2020年9月28日

府中刑務所

所長 松村 憲一 殿

東京弁護士会

会長 富田 秀実

人権救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人Aからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、相手方である貴所に対し、下記のとおり勧告いたします。

記

第一 勧告の趣旨

貴所は、被収容者一般に対して、夏期処遇期間中を除いて、水を使用して拭身することを、職員の許可なく行うことを禁止している。

しかし、そもそも濡れたタオルでの拭身は、それを行うためには国家の行為を必要とせず、一般市民は自由に行うことができる私的事柄である。そして、清潔な生活環境のもとで生命・健康を維持していくことは人格的生存に不可欠であるが、濡れたタオルでの拭身は、身体に付いた汚れを拭い、身体を清潔な状態に保つことができるだけでなく、身体の不快感を解消するという効果を有する。したがって、濡れたタオルでの拭身の自由は、幸福追求権として日本国憲法第13条によって保障されているというべきであるから、貴所が夏期処遇期間中を除き、一般に濡れたタオルでの拭身を禁止している措置は、申立人の濡れたタオルでの拭身の自由を侵害するものである。

よって、当会は、貴所に対し、今後の運用として、被収容者が居室内において水で濡らしたタオルで拭身することを認めるよう勧告する。

第二 勧告の理由

一 申立人の主張等

- 1 申立人は貴所に収容されていた者であり、相手方は貴所である。
- 2 貴所は、タオルやハンカチを水でぬらして身体や体を拭くことを禁止しており、過度な制約である。

二 照会に対する貴所の回答

タオル・ハンカチ等による拭身について

- (1) 居室内で受刑者が乾いたタオルやハンカチで拭身することは禁止していない。

- (2) 水を使用して拭身することについては、職員の許可なく行うことを禁止しているが、夏期処遇期間中は、受刑者の健康保持上、毎日定められた時間内において、水でぬらしたタオルを使用した拭身を認めている。
- (3) 上記は節水の観点からである。
- (4) 各居室内に備え付けられている冊子「被収容者遵守事項」において、「許可なく、衣類等を洗濯し、身体もしくは髪を洗い、水を用いて拭身し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。」と明記している。
- (5) 申立人に対し、水で濡らしたタオル・ハンカチ等で拭身することを禁止したかどうか記録がなく不明である。
- (6) 居室内での衣類の洗濯については、職員の許可なく行うことは禁止しているが、入浴終了後には、タオルの水洗いを認めているほか、毎週水曜日（夏期は、月・水・金曜日）には、各工場又は各居室棟において居室用ハンカチの洗濯を実施しているところ、同日が矯正指導日又は休祝日に当たる場合は、時間を定めた上で同ハンカチの居室での洗濯を認めている。また受刑者から衣類等を洗濯したい旨の願い出があった場合、職員はその汚れ具合等を確認の上、必要に応じて洗濯することを認めている。
- (7) 上記も節水の観点からである。
- (8) 入浴について、夏期（7月初旬ころから10月中旬ころまでの間）は、週3回実施し、それ以外の時期は、週2回実施している。

第三 判断

1 当会が認定した事実

- (1) 貴所においては、居室内で被収容者が乾いたタオルで拭身をすることは禁止されていない。
- (2) 貴所は、被収容者一般に対して、夏期処遇期間中を除いて、水を使用して拭身することを、職員の許可なく行うことを禁止している。
- (3) 各居室内に備え付けられている冊子「被収容者遵守事項」において、「許可なく、衣類等を洗濯し、身体もしくは髪を洗い、水を用いて拭身し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。」と明記し、被収容者に告知されている。
- (4) 貴所においては、入浴にについて、夏期（7月初旬ころから10月中旬ころまでの間）は、週3回実施し、それ以外の時期は、週2回実施している。

2 人権侵害性

(1) 濡れたタオルでの拭身の自由について

濡れたタオルでの拭身とは、水で濡らしたタオルを用いて身体を拭く行為を

いう。このような濡れたタオルでの拭身の自由は、清潔な生活環境のもとで生命・健康を維持していくという人格的生存に不可欠な自由である。なぜならば濡れたタオルでの拭身は、身体に付いた汚れを拭い、身体を清潔な状態に保つことができ、かつ身体の不快感を解消するという効果を有するからである。したがって、濡れたタオルでの拭身の自由は、幸福追求権として日本国憲法第13条によって保障されているというべきである。国連被拘禁者処遇最低基準規則も規則19, 20で、衛生面から下着は衛生保持に必要な頻度で交換、洗濯されなければならない等の指摘をしているほか、個人衛生について同規則18は、「1. 被拘禁者は、自己の身体を清潔に保つよう求められるものとし、このために、被拘禁者には、水及び健康・清潔の保持に必要な洗面道具が支給されなければならない。2. 被拘禁者がその自尊心に見合う容姿を整えられるよう、頭髪及びひげを適当に手入れする設備ならびに男子が定期的にひげを剃るための設備が設けられなければならない。」と規定している。

(2) 制限目的の合理性について

貴所によれば、濡れたタオルでの拭身の制限の目的は、節水にあるとされる。

確かに刑事施設の管理運営上、予算上の制約から水道使用料を抑える必要があり、節水という目的自体は合理的である。また、刑事施設での拘禁目的達成のためには、規律秩序の維持が必要であり、濡れたタオルでの拭身の制限の目的自体には合理性が認められる。

(3) 規制手段としての相当性について

しかしながら、貴所による拭身の制限の態様をみると、乾いたタオルでの拭身は認められている。これに対し、水で濡らしたタオルでの拭身については、遵守事項に「許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を用いて拭身し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。」と定め、原則として認めていない。(もともと、夏期処遇期間中は、受刑者の健康保持上、毎日定められた時間内において、水でぬらしたタオルを使用した拭身を認めている。)

しかし、乾いたタオルを水で濡らす行為や拭身した後のタオルを水洗いする行為に要する水の量はそれ程多量とはいえないし、身体を清潔な状態に保つための方法としては、入浴やシャワー、水で濡れたタオルでの拭身などが考えられるが、この水で濡らしたタオルでの拭身は、比較的少ない量の水の使用で身体を清潔な状態にすることができるだけでなく、申立人のように刑事施設に収容され行動の自由を制限されている者にとって、身体の不快感を解消するための簡便な方法である。

他方、相手方においては水で濡らしたタオルでの拭身は、夏期期間を除いて原則として認められていないし、身体を清潔な状態に保つもう一つの方法であ

る入浴も、相手方では、おおむね週2回である（夏期は週3回）。したがって、夏期期間を除くと、1週間のうち5日間は入浴がなく、しかも水で濡れたタオルで拭身することも原則として認められないことになる。

これは、毎日入浴するかあるいは入浴しない場合にはシャワーを浴びるのが通常である社会一般の保健衛生の水準に照らし著しく劣悪な保健衛生の水準というべきである。

したがって、節水という制限目的に合理性が認められるとしても、相手方による濡れたタオルでの拭身の制限は過度な制約というべきであり、相手方による当該拭身の制限は、制限目的を達成するために必要かつやむを得ないといえる場合には当たらないというべきである。

3 結論

以上より、申立人を含む被収容者に対して、夏期期間を除いて居室において水で濡れたタオルで拭身することを認めない貴所の措置は、申立人の濡れたタオルでの拭身の自由を侵害するものである。

よって、頭書のとおり勧告をする次第である。

以上